

82MPa 水素スタンドの技術基準に関する意見聴取会の開催について

平成24年11月28日
経 済 産 業 省
商 務 流 通 保 安 グ ル ー プ
高 圧 ガ ス 保 安 室

1. 目的

本件については、燃料電池自動車の航行距離をより長距離にするため、水素スタンドの常用の圧力を現行の40MPaから82MPaまで引き上げるための技術基準の改正であり、関係業界から要望として優先度が高い項目である。

昨年度、高圧ガス保安協会に設置した技術基準検討委員会の検討結果を踏まえ、民間団体（一般財団法人 石油エネルギー技術センター）が作成した基準案の安全性を評価した上で、省令及び例示基準の改正作業を行った。

省令については、11月26日に改正・施行し、例示基準については、パブリックコメントを実施中（11月2日～12月1日まで）である。

なお、省令及び例示基準の改正にあたっては、高圧の水素スタンドが市街地に設置することが可能となることから、シビアアクシデントを含めて、発生しうるリスクに対する安全対策が妥当か、専門家の意見を聞く必要があることから、「82MPa 水素スタンドの技術基準に関する意見聴取会」を開催した。

2. 意見聴取会メンバーについて

意見聴取会メンバーは以下のとおり、

氏名	所属
吉川 暢宏 (進行役)	東京大学生産技術研究所 革新的シミュレーション研究センター 教授
鶴田 俊	秋田県立大学システム科学技術学部 教授
堀口 貞茲	独立行政法人 産業技術総合研究所 安全科学研究部門 爆発利用・産業保安研究グループテクニカルスタッフ
竹花 立美	高圧ガス保安協会総合研究所所長

技術基準評価実施機関：高圧ガス保安協会
事務局：高圧ガス保安室

3. 開催実績

○第1回 9月20日14:00～16:00

議題：82MPa 水素スタンドの技術基準における安全対策について

○第2回 9月28日14:00～16:00

議題：前回意見聴取会における各委員からの意見の整理等

4. 意見聴取会における主なご意見等

○水素スタンドにおいて、危険な状態となった時には、水素の供給遮断、散水措置などが機能するようになっているが、地震等によって周囲が全面火災になったときなど非常にシビアな状態を想定した場合には、水素スタンドの水素を全て放出する措置が必要ではないか。

→水素スタンドが危険な状態となったときに、水素を全量放出できる措置を省令に規定した。

○水素スタンドを安全に運用するためには、設備的な対応だけでなく、スタンドの業務に従事しているものが、非常時にどのように対応するのかその判断も含めて、ソフト的な対応の検討が重要である。

→業界における非常時の対応のための共通的な規範について検討し、実際のスタンドで運用した結果を踏まえて、ブラッシュアップし自主基準を作成する予定とした。

○水素スタンドにおいて、事故が発生した際の周囲への影響について、事前に周辺住民等へ説明しておく必要があるのではないか。

以上